

伊連発第 59 号  
令和 7 年 12 月 19 日

事業主 各位

伊藤忠連合健康保険組合  
理事長 齋藤 一也

### 令和 8 年度の保険料率について

拝啓 貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。平素は当組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

主題の件、最終決定は来年 2 月の組合会となります。現時点での見通しを以下にお知らせいたします。皆様が令和 8 年度予算を作成される際、参考にしていただければ幸いです。

今年度の収入支出差引額は、略予算どおりに推移しており、平均年収の増加や保険給付費の減少の影響により、健康保険料率は現行の 9.6% に据え置けると判断しております。

一方、介護保険は、本年度と略同水準の概算負担率が示されました。令和 6 年度の確定負担率が 0.3p 引き下げられた結果、約 5.3 億円の還付が発生することとなり、介護保険料率も現行の 1.75% に据え置けると判断しております。

また、令和 8 年度から新たに子ども・子育て支援金制度が開始されます。この制度は、子どもや子育て世帯を全世帯・全経済主体が支える仕組みで、保険料率については、「子ども未来戦略（閣議決定）」において、国が一律に示すこととされており、0.24% 程度からスタートし、令和 10 年度には 0.4% 程度となる見込みです。なお、初回保険料は、令和 8 年 4 月分（5 月納付分）から全被保険者を対象に徴収が開始されます。以上につきまして、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具